

第 153 回本会議・第 8 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議で出された主な意見・質疑応答

被害回復の在り方について、意見交換・質疑応答を行った。

1 被害回復の仕組みの導入について

課徴金制度の制度設計において、被害回復の仕組みを導入すべきであるということにつき、おおむね意見の一致がみられた。

2 還元の手法について

違反行為者が納付して国庫に帰属した課徴金を国が分配する手法ではなく、違反行為者がとった自主的対応を勘案し、課徴金額から一定額を控除する制度を採用すべきであるということにつき、おおむね意見の一致がみられた。

3 控除制度について

(1) 「自主的対応」の内容（消費者への返金と寄附との関係性）

- ・本被害回復の仕組みが実現すれば価値のある制度になると考える。課徴金制度は事業者に対する抑止力になる一方、自主的対応による控除の制度があれば違反事業者が企業イメージの回復を図ることもでき、事業者・消費者双方にメリットがある。ただ、自主的対応の当否の認定は困難と思われ、検討すべき課題は多い。
- ・控除制度を採用する場合、事業者が行った自主的対応は措置命令に際しても勘案するのか。
⇒措置命令は不当表示の是正や再発防止を目的としており、自主的対応が調査開始後であれば、これまでと同じく基本的には、措置命令についてこれを考慮することは考えていない。
- ・課徴金の金額が予め分からなければ、事業者も自主的対応を取りづらいのではないか。
⇒企業のコンプライアンスの問題として、課徴金の有無やその金額にかかわらず、企業は、被害回復のため自主的な対応をしてもよいのであり、この仕組みは、事業者が自主的対応をした場合は、これを課徴金額に関して考慮しようというもの。なお、措置命令に際し、違反行為の内容が特定されるので、それによって、どのくらいの課徴金が課されることになるか、事業者は認識することができると思われる。
- ・独禁法では、手続保障のため課徴金納付命令の 1～2 か月前に事前通知を行っており、景表法でも同様の事前通知を行うのであれば、事業者は、實際上、事前通知受領時におおむねの課徴金額を知ることができるのではないか。

- ・控除制度は設けるべきである。返せるものは消費者に返すべき、という本来の流れを促すことにつながる。また、返金したくても返す先が分からず返金できない事業者にとっては、寄附は良い仕組みである。
- ・自主的対応による被害回復の仕組みは、被害者救済と企業イメージの回復を同時に実現できる、非常に画期的な世界に類を見ない制度である。ただ、自主的返金については賛成だが、寄附については消極的である。事業者が自主的返金の手間を省くため、安易に寄附に流れることを懸念する。
- ・企業イメージの回復のため、多くの事業者はまずは自主的返金を試みるのではないか。もっとも、不当な表示の類型の中には、そもそも被害者の特定が困難である等、自主的返金が困難な場合も少なくないであろうから、寄附という手段を選択肢として設けることは必要である。なお、自主的返金には一定の時間がかかるであろうが、課徴金納付命令が出される時期については、その点への配慮も必要なのではないか。
- ・自主的返金が原則であり、寄附は例外的な救済措置と考えればよい。なお、自主的返金による控除に際しては、事業者が行った返金の範囲等について、消費者庁において調査する必要がある。
- ・被害者の特定が困難であることに加え、事務負担やコストを考えると、中小事業者には自主的返金は実際上困難であることから、寄附の仕組みを設けることには賛成する。
- ・事業者に寄附というオプションができることは賛成だが、被害回復のために機能するかにつき検証が必要。例えば、大企業には消費者だけでなく様々なステークホルダーがおり、企業規模・被害金額の多寡によって企業がどのような行動パターンを取りうるのか、企業会計の観点からも予め調査すべき。
- ・寄附の仕組みは慎重に検討すべき。課徴金は違反行為をしたが故に納めるお金であり、事業者に対し、課徴金納付以外に寄附を選択する余地を認め過ぎることには疑問を感じる。寄附による控除を認めるとしても、事業者が寄附を選択する余地の狭い仕組みにすべきではないか。
- ・被害者への返金が困難なケースが多いことを前提とすれば、寄附を例外とせず、自主的返金と並列に考えてよいのではないか。
- ・消費生活センターの窓口では、相談者に対し、表示を見て購入したのか否か、商品の購入時期や役務の利用期間等を細かく聞き取り、本当に被害者かどうかを確認した上で対応しているが、自主的返金は事業者の判断で行われることであり、実際の被害者にきちんと返金されるかは疑問である。本当の被害者が救われないおそれのある自主的返金だけではなく、寄附の仕組みも並列的に取り入れるべき。
- ・中古市場・ネットにおける再販等、事業者が複数関与している場合、誰に課徴金を課すのか。また、被害者を騙る消費者に返金した場合についてはどう対応するのか。返金先の認定は、政策上一定の割り切りはやむを得ないが、納得が得られる仕組み

を構築する必要がある。

⇒不当表示の主体をどのように認定するかの問題であり、複数事業者が関与するケースでも、課徴金は原則として不当表示を行った主体に課すことになるものと考えられる。返金先については、対象商品等の購入者にすることが軸になると考えている。

- ・自主的対応の検討に当たっては、措置命令を無視して不当表示を続けた場合はどうするのか、報告された自主的返金の内容が虚偽だった場合にどう対応するのか、といった点も考慮する必要がある。また、課徴金の算定に減算・減免措置を導入するのであれば、自主的対応との関係を整理する必要がある。
- ・違反事業者に資力があるとは限らない。自主的対応の検討に当たっては、資力の担保をどうするかが論点になるのではないか。

(2) 寄附先の選定について

- ・特定の消費者団体を寄附先とすると偏りが生ずるおそれがあるので、例えば、ある中立的な機関を寄附金プール先とし、その機関が、消費者団体等から申請を受け付けて一定の審査を行い、消費者の利益の擁護のための消費者団体等の活動に適正な金額を提供することを通して、その資金を消費者の利益のために活用するというような仕組みも考えられるのではないか。
- ・寄附先は一つとし、中立的な機関とすることについて賛成である。
- ・地域に限定した表示違反事案もあり、寄附先については、地域的な配慮も必要ではないか。
- ・景表法関連という意味では、公正取引協議会も対象としてはどうか。
- ・行政法的には、一定の指定法人を寄附先として指定する仕組みが考えられる。
- ・消費者庁が認定した団体に一旦プールし、各種消費者団体からの申請に基づき、抛出してはどうか。但し、寄附先が適切かどうかはチェックする必要がある。

(3) 民事訴訟との関係性

- ・民事訴訟により被害回復された場合の控除についてはどう考えるか。
⇒訴訟により損害が賠償された場合、事業者には「やり得」は残らないが、自主的対応を促すという観点からすると、対象外とすべきではないかと考える。
- ・不当表示における被害回復は民事訴訟になじまないということから、課徴金制度導入の検討がスタートしたと理解している。自主的返金が原則というのはあくまで理念であり、事業者から「やり得」を剥奪することを重視すれば、二重取りにならないように、民事上の責任と事後調整を考えるべきではないか。
- ・「やり得」の剥奪は目的ではなく手段にすぎず、課徴金制度の目的は違反行為の抑止にあることを考えると、民事訴訟によって被害回復をしたことは結果に過ぎず、

考慮しなくてよいのではないか。

- 独禁法には被害回復の視点はないので、民事上の請求権との調整は不要だと割り切っている。今回の景表法の議論は前提が異なるのではないか。なお、景表法上の被害回復の仕組みとしては、裁判上・裁判外での被害者への支払があれば考慮すべきとも考えるが、自主的返金をすれば民事責任・課徴金の双方から控除されるという結論でよいのかなど、さらに検討の余地がある。
- 訴訟で争った結果、敗訴して賠償したというのは、自主的な返金とはいえない。
- 行政が被害額等について司法に匹敵する判断を行うのであれば、機動性の確保は難しい。
⇒課徴金制度の目的は、違反行為の抑止であり、「やり得」の剥奪はそのための手段であって、個人への賠償額をきちんと確定させて返金させること自体が目的ではない。また、消費者庁としては、措置の「機動性」にプライオリティを置いており、課徴金額を確定させるために1年・2年をかけるといったことは想定していない。
- 控除制度の導入により、措置命令の調査に入られたら、課徴金額に不服がある場合でも事実上自主的対応を迫られることになるのであれば適切でない。事業者の「争う権利」とのバランスも考えるべき。
- 自主的返金として、返金額全額の控除を認めることとした場合、被害者全員に返金をしなくても、事業者の自主的返金額が課徴金額を上回り、返金を受けられない被害者が生じる可能性がある。「やり得」に相当する額のみを控除の対象とし、返金できない場合は寄附で対応することとするか、個々の損害額に課徴金額の算定率を乗じた金額の控除を認めるといった方法を検討すべきである。
- 課徴金制度と民事上の責任は別のものであることを前提に、違反行為の抑止を目的とする課徴金制度において政策的に被害回復のインセンティブを与えるため、自主的返金額を控除する制度を設けるという趣旨は理解する。ただ、いかに政策目的のためであっても、民事上の責任等、他の制度との調整は必要ではないか。
- 課徴金額の算定とは切り離し、事業者に対して事後的に減額請求権を認める形とすることは考えられないか。
- 課徴金制度において、違反者の自主的対応によって課徴金額に一定の効果を与えるべきである。自主的対応を促すための制度設計を検討いただきたい。

以上